

確認事項兼同意書

1. 町が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示していただきます。
2. 入所・入園希望者については、提出していただいた書類をもとに入所・入園選考を行います。選考の結果、希望通りにならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
3. 住所、就労状況、家庭状況等に変更があった場合は、すみやかに連絡願います。
4. 育児休業中に申請し、入所・入園となった場合、入所日より1ヵ月以内の復職となります。また、入所・入園中に新たに育児休業を取得する場合、入所児童の保育施設の継続利用は原則として1年（保育短時間での利用）となります。
5. 求職活動や出産等を事由として保育施設等を利用する場合、認定期間が制限されません。認定期間内に必要書類の提出がない場合、認定期間の満了をもって退所・退園となります。
6. 児童手当法第21条第1項または第2項の規定に基づき、町から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付をいう。以下同様。）の額から、町または入所・入園する施設に対して納入すべき義務がある未納分の費用（保育料等）がある場合は、当該児童手当等の支払期日をもって町が支払いに充てます。

児童の教育・保育施設利用にあたり、上記事項についてすべて確認し、同意します。

令和 年 月 日

申込児童名 _____

保護者 _____